

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

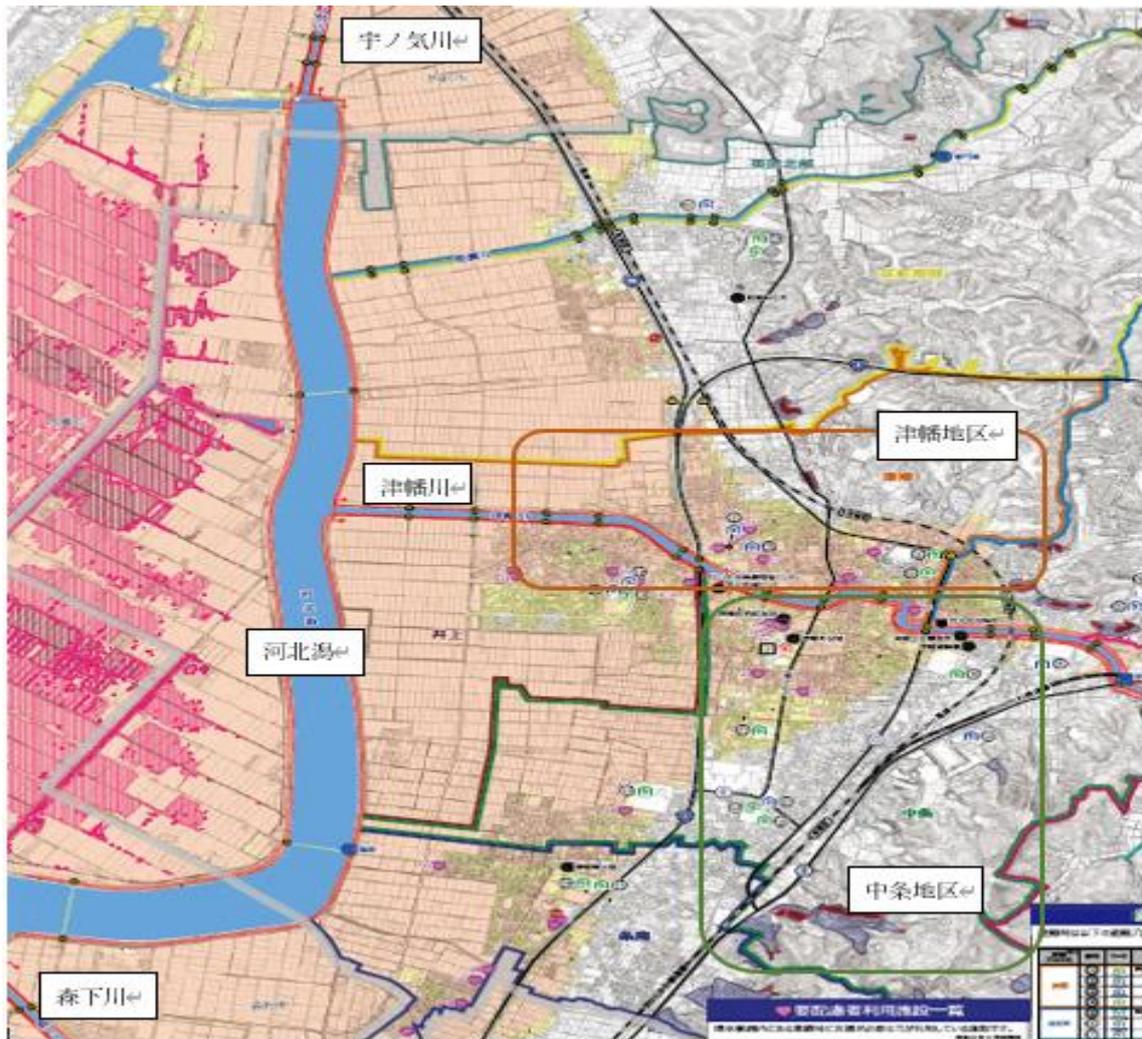
(1) 地域の災害リスク

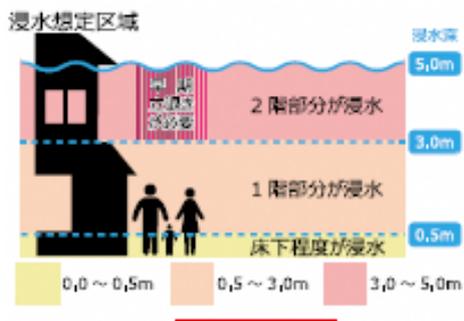
(地域の概要・立地)

津幡町は、石川県のほぼ中央部に位置し、金沢市、内灘町、かほく市と接している。町内には河北潟や森林地帯など自然に恵まれ、金沢市との往来にも便利になっている。

(洪水災害：ハザードマップ)

津幡町のハザードマップによると、津幡川・大野川・河北潟・宇ノ気川・森下川が大雨等により堤防が決壊した場合、商業施設が集積する津幡地区・中条地区で3メートルの浸水（1階部分が浸水）が想定されている。





●洪水浸水地域は、令和元年7月に石川県から公表された河川毎の「洪水浸水想定区域図」をもとに作成

●洪水浸水想定の前提としている降雨

津幡川 929mm / 2日間

大野川・河北潟 768mm / 2日間

森下川 919mm / 2日間

宇ノ気川 938mm / 2日間

(土砂災害:ハザードマップ)

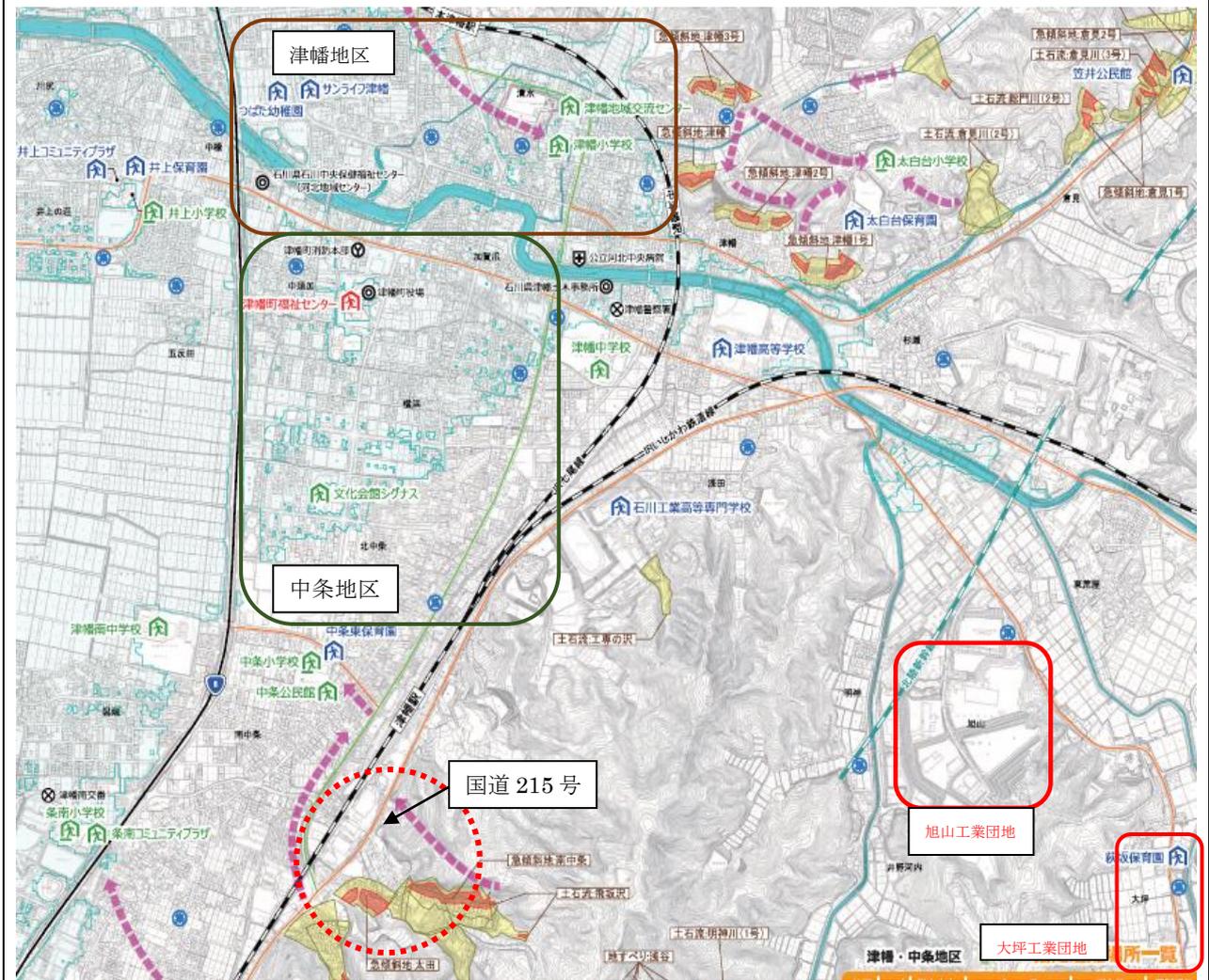
当町には、土石流など土砂災害が生じる恐れのあるエリア（土砂災害警戒区域）が167箇所※2指定されている。津幡町ハザードマップによれば商業集積地である津幡地区・中条地区、町の3工業団地（旭山／富田／大坪）には多くの製造業者が集積しているが、これらの地域は土砂災害警戒区域に指定されていない。

※2 … 石川県土木部砂防課 平成31年4月1日

金沢市内と津幡町を結ぶ県道森本・津幡線（215号）については太田地区内で土砂災害警戒区域に沿っており、土砂災害が発生した際には金沢方面との物流に支障が生じる可能性がある。



(津幡町土砂災害ハザードマップ)



(地震:J-SHIS)

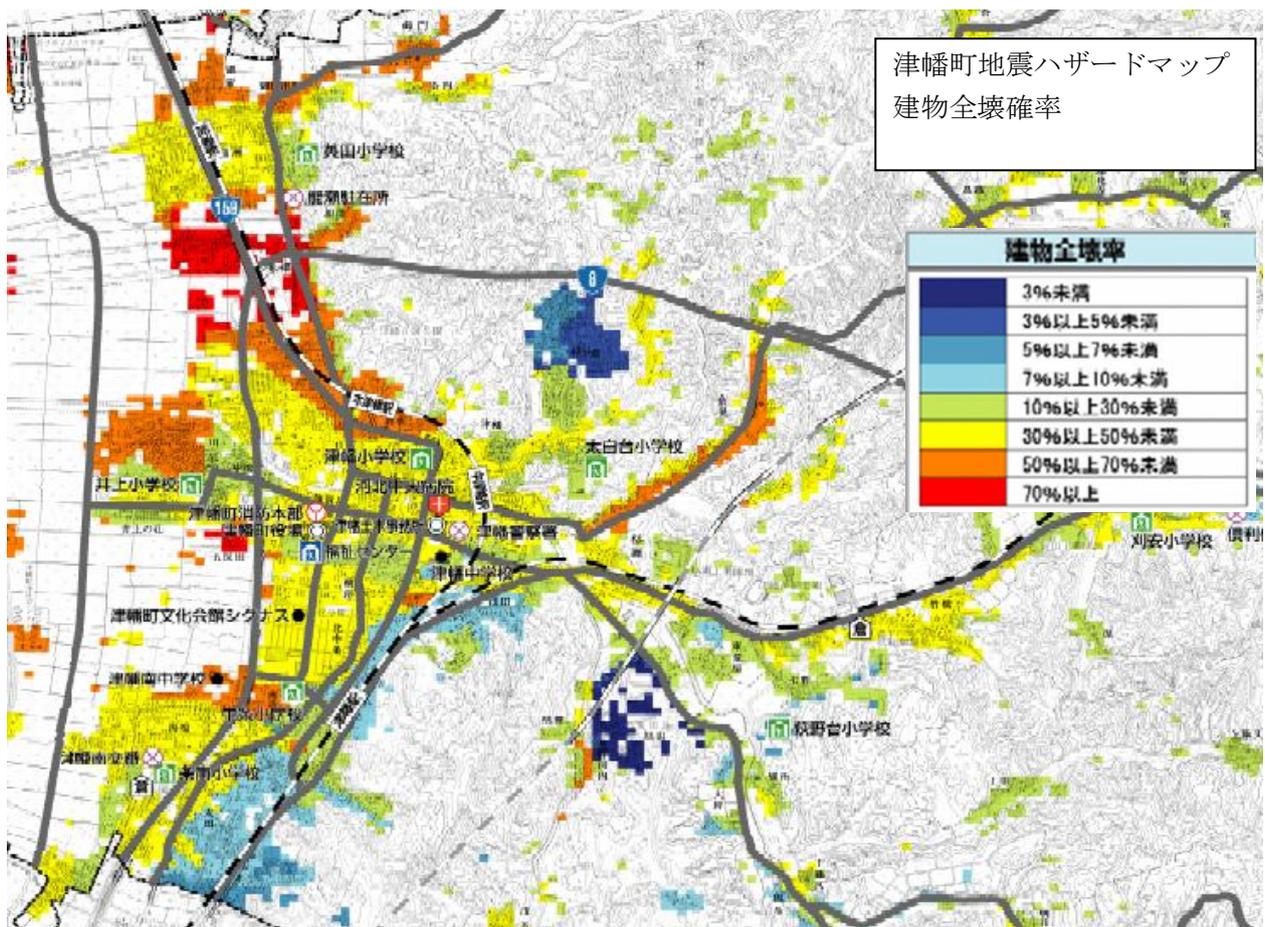
地震ハザードステーションの防災地区によると、震度6強以上の地震が今後30年間で当町の全域において6%以上の確率で発生するといわれている。

※地震ハザードマップ J-SHIS 政府地震調査研究推進本部より

近年大規模な地震の発生はないが町地域防災計画では以下の地震発生を想定している。

想定地震	想定規模	地震発生確率
金沢平野東縁起震断層 (森本富樫断層)	マグニチュード7.2	30年以内 2~8%
邑知瀉起震断地震	マグニチュード7.6	30年以内 2%
直下型地震	マグニチュード6.9	いつどこで発生するかわからない地震を想定

地震ハザードマップ J-SHIS 震度6強以上の揺れが発生する確率範囲 町中心部では6~26%



(洪水被害について)

津幡町は海岸地帯がなく、町においても洪水ハザードマップは作成していないが、河北潟へ津波が入り込んだ際には、洪水ハザードマップでの対応を想定する必要がある。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

・商工業者数 1,208人 ・小規模事業者数 1,065人

【内 訳】

	業 種	商工業者数	小規模事業者数	備 考(事業所の立地状況)
商 工 業 者	建設業	321	311	町内に広く分散している
	製造業	156	119	町内3工業団地に集中している
	卸・小売・飲食店	302	253	中心市街地、町内に広く分散している
	サービス業	340	331	中心市街地、町内に広く分散している
	その他事業	89	51	町内に広く分散している

(3) これまでの取組

1) 津幡町の取組

① 地域防災計画の策定

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条及び津幡町防災会議条例第2条の規定により、風水害、地震災害、その他大規模な災害、事故のそれぞれの災害発生時に町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図ることを目的に策定し、毎年検討及び見直しを行っている。

地域防災計画では、以下の3項目に重点を置いている。

- ・防災活動を促進し、災害予防体制の充実を図る。
- ・実践的な災害応急計画を確立し、非常時に備える。
- ・適切な災害復旧計画を策定した。

② 津幡町国土強靱化地域計画の策定(令和2年度～令和6年度)

東日本大震災からの教訓を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るため防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められた。

当町においても、全国的に発生する甚大な自然災害や、平成24年4月には本町を震源とする震度4の地震も発生しており、対象とするリスクを大規模な自然災害とした「津幡町国土強靱化地域計画」を策定した。

③自主防災活動の推進

当町には9つの自主防災組織があり、自主的に防災活動に参加し、地域で助け合うことを目的として自主防災組織の育成を促進している。

(自主防止組織) 津幡地区・太白地区・中条地区・条南地区・井上地区・笠野地区・英田地区
萩野台地区・苧安地区

④総合防災訓練の実施

毎年、大規模災害に備え、県、自衛隊、防災関係機関など多くの機関と連携し、総合防災訓練を実施している。訓練では、自主防災組織、ボランティア組織、一般町民の参加を広く呼びかけ、町職員、自主防災組織との連携強化を図り、災害対応能力の強化を図っている。

※総合防災訓練種目（災害対応能力の強化）

- | | |
|----------------------|---------------|
| 1. 災害対策本部の設置、運営 | 6. 各種火災消火 |
| 2. 交通規制及び交通整理 | 7. 道路復旧、障害物排除 |
| 3. 避難準備及び避難誘導、避難所の運営 | 8. 水防 |
| 4. 救出・救助、救護・応急医療 | 9. 緊急物資輸送 |
| 5. ライフライン復旧 | |

⑤防災、感染症等対策備蓄品の整備

災害応急対策に必要とされる備蓄物資について、年次計画に基づいて整備している。

⑥防災知識の普及

町は、防災に関する広報の充実を図り、町民等に対して災害に関する知識並びに災害発生時における行動指針等について、広報誌、防災マップ、ビデオ・映画の上映等を利用して、正しい知識の普及を実施する。 ※防災ハンドブック…2013年 /津幡町洪水ハザードマップ…2020年 各町内全戸配布

⑦関係機関との連携・調査

防災対策を有効なものとするため、災害の事例等を科学的に調査・研究する。また、広域的な連携に基づき町の地域特性に応じた地域防災計画の改定を実施している。

⑧新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、住民の生命及び健康を保持することを目的に策定している。

2) 津幡町商工会の取組

①事業者 BCP に関する国の施策の周知

平成30年5月に、中小企業庁が作成する支援機関向け中小企業 BCP 支援ガイドブックが商工会の経営指導員に配布され、事業継続力強化計画の国の認定制度がスタートしたことを受けて以降、事業所巡回時に「防災」及び「災害時における事業継続の必要性」についての啓蒙と同計画への取組を推進しているところである。

②経営指導員による事業継続力セミナーへの参加

経営指導員については(独)中小企業基盤整備機構が実施する「事業継続力強化計画策定支援研修」を受講している。

③商工会が取扱うビジネス総合保険への加入促進

事業所の災害による休業リスクに対応するため、全国商工会連合会の商品で、事業者の事業活動を包括的にカバーする「ビジネス総合保険(引受保険会社:東京海上日動、三井住友海上、損保ジャパン、あいおいニッセイ)」を会員向けに用意し、会員事業所へ加入促進を行っている。

④防災士資格の取得支援

職員の防災士資格取得に向けた積極的支援を行う。具体的には、石川県が実施する「自主防災組織リーダー(防災士)育成講座」への職員派遣を行い、職員各自の防災意識の向上、町内事業所への防災力を高める活動を実施する。

II. 課題

現状では、当商工会における緊急時の取組について漠然とした記載にとどまっており、津幡町との協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。

また、町による自主防災組織の設立、「防災ガイドブック」「洪水ハザードマップ」配布もあり、町民レベルでの防災意識の向上は進みつつあるものの、当町の事業所レベルでの BCP 策定に意識は低く、さらなる啓蒙活動が必要な状況である。

III. 目標

- ・地区内小規模事業者に対して災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害時における連絡体制を円滑に行う為、当会と当町との間の被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また地域内において感染症発生時には速やか拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携を平時から構築する。

- ・管内事業所の事業継続力強化計画の認定取得に向けての支援を実施する。
- ・事業所の災害リスクを軽減させるため、対応した保険や共済への加入推進を強化する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに石川県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・津幡町商工会と津幡町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈事前の対策〉

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知（津幡町商工会、津幡町）

- ・経営指導（巡回・窓口）時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害リスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、共済や保険への加入等）について説明する。
- ・商工会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策や、リスク対策の必要性、共済の概要、事業者BCPに積極的に取り組む事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、共済や保険等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者へ周知を行うとともに、今後の感染対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒薬等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成（津幡町商工会）

- ・当会は令和3年度に事業継続計画を作成

3) 関係団体等との連携（津幡町商工会、関係団体）

- ・全国商工会連合会と連携している東京海上日動保険及びあいおいニッセイ保険に専門家の派遣を依頼し、普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

- ・連携する町内金融機関への普及啓発ポスター掲示依頼、BCP 支援専門家セミナー等の共済

4) フォローアップ (津幡町商工会)

- ・経営指導においてアンケート調査による事業者の BCP 作成等の取組状況の確認
- ・津幡町事業継続力強化支援協議会 (構成員: 津幡町商工会、津幡町、町内金融機関) を年 1 回、開催し、関係機関における BCP 取組状況の確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施 (津幡町商工会、津幡町)

- ・自然災害 (マグニチュード 7.0 の地震又は、津幡川氾濫による洪水等) が発生したことを想定し、当町との連絡ルートの確認を行う (訓練は必要に応じて実施する)。

〈2. 発災害後の対策〉

- ・自然災害等による発生時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 職員の安否確認と大まかな被害状況確認と参集可能人数等の確認 (津幡町商工会、津幡町)

- ・発災後速やか当会では事務局長、当町においては産業建設部長が (2 時間以内を目標とする) 職員の安否確認を行う。

安否確認の際は、職員に A: 本人・家族の被災状況 B: 近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況 C: 出勤できるか状態か などできるだけ情報収集も行うこととする。

(SNS や電話等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況 (家屋被害や道路状況等) 等を当会と当町で共有する。)

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 2 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、津幡町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定 (津幡町商工会、津幡町)

- ・大まかな被害状況を確認し、被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。

想定する応急対策は次の業務とする。

A: 緊急相談窓口の設置・相談業務

B: 被害調査・経営課題の把握業務

C: 復興支援策を活用するための支援業務

- ・職員全員が被災する場合等により応急対応が出来ない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、5 日以内に情報共有する。

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の10パーセント程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ・町内の1パーセント程度の事業者で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域と連絡が取れない、もしくは、交通網が分断されて確認ができない状況が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> A：緊急相談窓口の設置・相談業務 B：被害調査・経営課題の把握業務 C：復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の1パーセント程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ・町内の0.1パーセント程度の事業者で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> A：緊急相談窓口の設置・相談業務 B：被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害情報がない。 	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じていると考える。

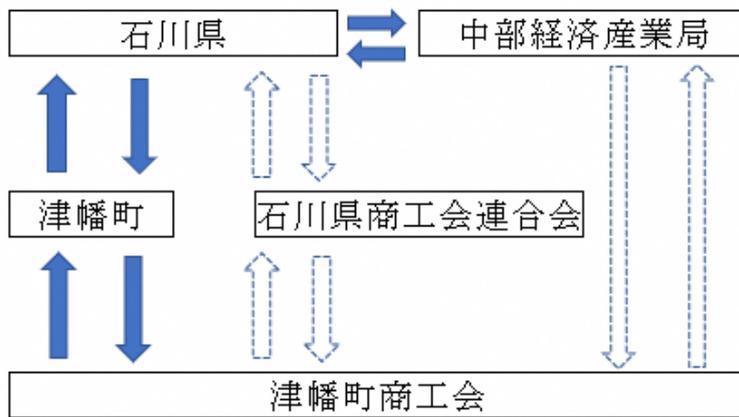
- ・本計画より、当会と当町は以下の間隔で被害情報を共有する。

発災後 ～ 2週間	被害状況が入り次第、随時共有する
2週間 ～ 1ヵ月	1日に1回共有する
1ヵ月以降	2日に1回共有する

- ・当町で取りまとめた「津幡町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害発生時に、町内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会では被災事業者からのヒアリング等により被災状況の情報収集を行い、被害額や被害状況を事業者管理台帳に記載して被災情報の整理を行う。
- ・当会と当町が共有した情報を、石川県の指定する方法にて、当町より石川県商工会連合会へ報告する。



〈4. 緊急対応時の地区内小規模事業者に対する支援〉 (津幡町商工会、津幡町)

- ・ 窓口相談の開設方法について、津幡町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 町内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町施策）について、町内小規模事業者等へ周知する。

〈5. 町内小規模事業者に対する復興支援〉 (津幡町商工会、津幡町)

- ・ 石川県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対して支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、当会の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を石川県等に相談する。

※その他

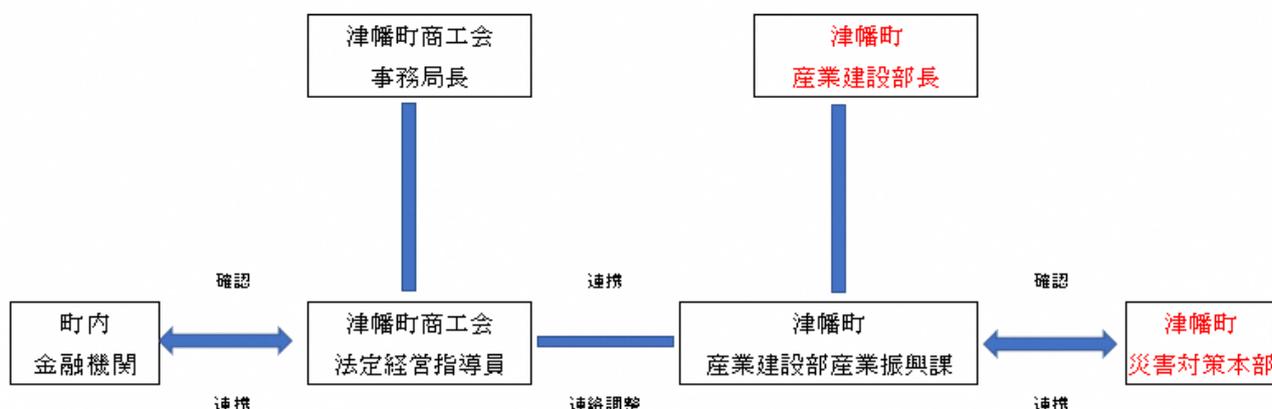
- ・ 上記内容に変更が生じた場合には、速やかに石川県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ①当該経営指導員の氏名、連絡先 岡本 和也 [連絡先は後述(3)①参照]
 井原 和久 ["]
 林 知宏 ["]

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会

津幡町商工会

〒929-0326 石川県河北郡津幡町字清水チ326-3

TEL 076-288-2131 FAX 076-288-2134

e-mail tubata@shoko.or.jp

②関係市町

津幡町役場 産業建設部産業振興課 商工観光係

〒929-0393 石川県河北郡津幡町字加賀爪二3番地

TEL 076-288-6704 FAX 076-288-6470

e-mail sangyou@town.tsubata.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣	0	0	0	0	0
・ 協議会運営	20	20	20	20	20
・ セミナー開催	200	200	200	200	200
・ チラシ作成	80	80	80	80	80

※専門家派遣については国・県の専門家派遣制度を活用する。

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、津幡町補助金、石川県補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

